

4)『雇用保険料率の引上げ』

雇用保険料率が、平成17年4月1日から1,000分の2引き上げられます。

したがって4月以降の給与から控除する雇用保険料は以下の通りです。

| 業種 | 雇用保険料 | 被保険者負担分 |
|-------------|-----------|---------|
| 一般の業種 | 19.5/1000 | 8/1000 |
| 農林水産業・清酒製造業 | 21.5/1000 | 9/1000 |
| 建設業 | 22.5/1000 | 9/1000 |

5)『雇用保険の一般保険料額表(経過措置)の廃止』

雇用保険料率の引上げを期に、平成17年3月31日まで経過措置として認められていた例外的な計算方法(保険料額表を用いて計算する方法)が廃止され、すべて原則的な方法(賃金額に保険料率を乗じて計算する方法)によることとなります。

したがって、4月以降の新しい保険料額表は作成されません。

社会保険労務士業務のご案内

国家資格である社会保険労務士は、労働・社会保険関係の事務から労使トラブルの相談・解決、人事制度や賃金問題のスペシャリストです。

また経営労務相談など経営者のブレーンとして、実務の相談・指導を行います。

複雑な人事・労務問題、運用、手続きは、専門家である社会保険労務士をご活用ください。

- ・これからはもう社会保険や労働保険で困ったとは言わせません。
- ・就業規則(賃金・退職金規定)が御社を救うかも～その秘訣教えます。
- ・中小企業に人事部なんてもういない。
- ・従業員とのトラブルの未然防止にお役に立ちます。
- ・助成金の賢い活用方法、教えます。

今月の所長の一言

遅ればせながら、事務所HPを作成しました。
アドレスは、こちらです。 <http://www.e4864.jp>
語呂合わせで「e4864」は「良いしゃろうし(社労士)」です。
分かりますかね？
貧乏性なもので、盛りだくさんの内容になっていますが、お勧めは、3つ。
1つ目は無料ダウンロードコーナー。2つ目は就業規則。

そして最後に私とスタッフのブログ(HP形式の日記)です。
ブログに関しては、私の今年の目標にもあるように、新規事業としてビジネスとしても皆さんのお役に立てるように活動していきたいと思っています。「何け？ブログっちゃ～？」など、お気軽にご質問頂ければと思います。
と言う事で、皆さん！是非HPをご覧下さいね！

スタッフの声

元宵節

元宵節の「元」は「正月」、「宵」は「夜」の意味で、春節後の最初の満月の夜(旧暦1月15日；今年は2月23日)のことだ。

この日に中国では、「元宵」というもち米で作った団子を食ったり、灯籠を飾ったりして、一家団欒で祝う。

灯籠見物は戦国時代にまで遡るそうだが、この日が民間の祭日となったのは漢の時代のことだ。

漢の高祖劉邦の死後、恵帝(劉盈)が即位したが、実権はその母呂后(残虐非道で有名)が握っていた。恵帝の死後は呂一族の天下となり、呂后の死後、劉氏の巻き返

しを恐れた呂一族は反乱を企てた。それを知った周勃や陳平らが乱を平定した。その後即位した文帝(劉恒)は善政を行なったので、再び漢朝は隆盛の時期を迎えた。

呂一族の反乱を平らげたのが1月15日だったので、文帝は毎年この日にお忍びで宮廷から抜け出し、民衆といっしょに祝ったのが、民間に広まるきっかけになった。

ちなみに、この日は「情人節」とも呼ばれ、灯籠見物を口実に遊びに出かけ、恋人探しをしたのだそうだ。(現在は「バレンタイン・デー」のことを「情人節」と呼んでいる)

今回は節分・立春についてのお話です。(M.N.)

中島社会保険労務士事務所

〒939-1865 富山県南砺市城端4316-1
南砺市起業家支援センター(JECビル) 2F B16号室
携帯：090-4328-3090
TEL：0763-62-2709 FAX：0763-62-2729
E-Mail：ororo@pl.coralnet.or.jp

明けましておめでとうございます。皆さんはどんなお正月を過ごされましたか？

初詣は氏神様の次に大きな神社に行くのが決まりだそうで、今年もその通りに参拝に行きました。

某神社には「なでうさぎ」というウサギさんの像があり、体の悪いところをなでると良いそうで、ちょうど風邪をひいていた私はなでまくってきました。

今年が皆さんにとって良い年でありますように。(A.H)